

廃棄物再生事業者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年神奈川県規則第35号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 神奈川県内において廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び令第17条の規定に基づき廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもので、次条に定める基準に適合するときは、その事業場ごとに知事の登録を受けることができる。

(登録基準)

第3条 前条に定める廃棄物再生事業者の登録基準は、次の各号に定める。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第7条第5項第4号イからルに定める者
 - イ 令第22条の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- (2) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）に定める規制基準に適合し、かつ、防虫、防鼠及び防火に適した材質の高さ1.8メートル以上の塀、又は外壁を有する次に掲げる施設を有すること。
 - ア 規則第16条の2第1号に定める保管施設
 - イ 規則第16条の2第2号に定める施設で、廃棄物の再生を業として行うのに適当な床面積が16平方メートル以上の事業場に設置された次の各号に定める基準に適合する施設
 - (ア) 古紙の再生を行う場合にあつては、1時間当たり3トン以上の処理能力を有する梱包施設
 - (イ) 金属くずの再生を行う場合にあつては、1時間当たり100キログラム以上の処理能力を有する選別施設及び加工施設
 - (ウ) 空きびんの再生を行う場合にあつては、それぞれ200リットル以上の専用容器を備えたカレットを色別に選別する施設、カレットから不純物を選別、除去する施設及びリターナブルびんを選別する施設
 - (エ) 古繊維の再生を行う場合にあつては、毎分200回転以上の能力を有するウエス裁断機
 - (オ) 廃プラスチック類又は木くずの再生を行う場合にあつては、1時

間当たり10キログラム以上の再生能力を有する加工施設

- (カ) 建設廃材（コンクリート塊・アスファルト塊）の再生を行う場合
にあつては、当該産業廃棄物処分業の許可を受けた施設（移動式を
除く。）
 - (キ) (ア)から(カ)までに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合
にあつては、当該廃棄物の再生を業として行うに足ると知事が認め
た施設
- (3) 規則第16条の2第3号に定める廃棄物を再生したものの運搬に適する
フォークリフトその他の運搬施設を有すること。
 - (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するこ
と。
 - (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

(登録申請)

第4条 申請者は、登録を受けようとする事業場ごとに廃棄物再生事業者登録申請書（細則第29号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、次に掲げる図書を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、廃棄物の再生を業として間がない申請者で、(8)又は(9)に定める図書が無い場合で知事が認めた場合は、事業のための資産を証明する書類で代えることができる。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類（第1号様式）
 - (2) 施設及び設備の概要を記載した書類（第2号様式）
 - (3) 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書、又は写真
 - (4) 登録を受けようとする事業場の施設の使用に関し権原を有することを証する書類
 - (5) 法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (6) 個人の場合にあつては住民票の写し
 - (7) 業務経歴を記載した書類
 - (8) 法人の場合にあつては直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (9) 個人の場合にあつては、直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (10) 第3条第1号に該当しない旨を記載した申告書（第3号様式）
 - (11) その他知事が必要と認めた書類
- 2 知事は、申請書内容を審査するとともに、必要に応じて登録申請に係る事業場に立入り、申請書記載内容の確認をすることができる。

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定により登録申請があつた場合は、第3条に定める基準に適合しない場合を除き、令第18条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録をしなければならない。

- 2 知事は、登録をしたときは、廃棄物再生事業者登録簿（第4号様式。以下「登録簿」という。）に必要事項を記載し、令第19条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録証明書（細則第30号様式。以下「登録証明書」という。）を申請者に交付する。
- 3 知事は、廃棄物再生事業者登録をしたときは、市町村長にその内容を通知するものとする。

（登録再生事業者の遵守事項）

- 第6条 廃棄物再生事業者の登録を受けた者（以下「登録再生事業者」という。）は、その事業場ごとに、その見やすい場所に登録証明書を掲示しなければならない。
- 2 登録再生事業者は、交付を受けた登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（登録再生事業者の責務）

- 第7条 登録再生事業者は、適正な事業を営むとともに、再利用を実践する団体等との連携を図るなど、廃棄物の再生の促進に努めなければならない。
- 2 登録再生事業者は、法第20条の2第4項に基づき市町村から一般廃棄物の再生に関し協力を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

（手数料）

- 第8条 申請者は、神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）に定める手数料を、神奈川県収入証紙により知事に支払わなければならない。

（登録証明書の再交付）

- 第9条 登録証明書を紛失、き損又は汚損し、登録証明書の再交付を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（細則第31号様式）により知事に申請しなければならない。
- 2 登録証明書をき損又は汚損し、登録証明書の再交付を申請する場合は、き損又は汚損した登録証明書を添付しなければならない。

（登録の変更）

- 第10条 令第20条に基づく登録内容の変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届（細則第32号様式）を知事に届け出ることにより行うものとする。
- 2 前項の登録変更の届出については、変更内容が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる図書を添付するものとする。
 - （1） 令第17条第1項第1号及び第2号に係る変更の場合は、第4条第1項第5号又は第6号に定める書類
 - （2） 令第17条第1項第3号に係る変更の場合は、第4条第1項第1号に定める書類
 - （3） 令第17条第1項第4号に係る変更の場合は、第4条第1項第2号、第3号及び第4号に定める書類のうち知事が必要と認めるもの

(登録の廃止、休止、再開)

第11条 令第21条に基づく事業場の廃止、若しくは休止又は再開の届出は、廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届（細則第33号様式）を知事に届け出ることにより行うものとする。

(登録の継続の届出)

第12条 再生事業者登録を受けた日から起算して5年を経過した日以降、引き続き登録再生事業者として廃棄物の再生を業として営もうとする者は、登録の日から起算して5年を経過した日の属する年度の翌年度の4月30日までに、登録再生事業継続届（第5号様式）に必要な事項を記入し、次に掲げる図書を添付した上、知事に届け出なければならない。

(1) 事業の実績を記載した書類（第1号様式）

(2) 法人の場合にあっては直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 個人の場合にあっては、直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

2 前項の届出を行った者は、以後5年毎に登録の継続の届出を行わなければならない。この場合の届出は、前項の規定を準用する。

(準用)

第13条 第4条第2項及び第5条の規定は、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づく登録証明書の再交付、登録変更、廃止、休止、再開及び継続に準用する。

(登録の取消し)

第14条 知事は、登録再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 令第22条各号に該当するとき

(2) 第3条の登録基準に該当しなくなったとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156号）に基づき聴聞を行う。

3 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付して再生事業者に通知し、その旨を登録簿に記載するとともに、市町村長にその内容を通知するものとする。

(登録証明書の返納)

第15条 登録再生事業者は、次の各号に該当する場合は、登録証明書を知事に返納しなければならない。

(1) 登録を受けた事業場を廃止したとき

(2) 登録の変更等により新たに登録証明書の交付を受けたとき

(3) 登録の取消しを受けたとき

(4) 紛失により登録証明書の再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき

(報告の徴収及び立入り検査)

第16条 知事は、この要綱を施行するため必要があると認める場合は、法第18条及び第19条の規定に基づき、報告の徴収及び立入り検査を行うことができる。

(名簿)

第17条 知事は、毎年度末現在の登録再生事業者の名簿を作成し、翌年度の6月30日までに、市町村長あて送付する。

(その他)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年3月31日までに知事に進達を受けたものにあつては、従前の要綱により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年3月5日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。但し、第3条及び様式については、令和3年3月26日から施行する。